

資料 6

しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化について

○概要

これまで、本県における養殖種苗の確保を目的とするしらすうなぎ(以下、うなぎ稚魚)の採捕は、県下 13 の漁協が特別採捕許可を受けて採捕を行ってきた。

うなぎ稚魚(全長 13 cm以下)は、改正漁業法施行後、3年の猶予期間を経て令和 5 年 12 月 1 日に特定水産動植物に指定される。

特定水産動植物は、漁業を営む場合や試験研究のためでなければ採捕ができないことから、養殖種苗の確保を目的とするうなぎ稚魚の採捕は、知事許可漁業に移行する必要がある。

知事が漁業を許可する際には、海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会の意見を聴き、漁業者の数や採捕期間等に関する制限措置等を定める必要があることから、以下のスケジュールで手続きを進める。

○スケジュール

令和 5 年 9 月：制限措置等の海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会への諮問
制限措置等の公示

令和 5 年 10 月～11 月：申請・許可

令和 5 年 12 月：うなぎ稚魚漁業スタート

【参考】 昨年の実績

漁協	長井町	横須賀市大楠	葉山町	小坪	鎌倉	腰越	江の島片瀬	藤沢市	平塚市	相模川第二	大磯二宮	酒匂川	小田原市
従事者数	9名	7名	6名	3名	5名	6名	104名	281名	100名	98名	27名	8名	15名

採捕期間：12 月 15 日～翌 4 月 30 日

○漁業法（抜粋）

（都道府県知事による漁業の許可）

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（特定水産動植物の採捕の禁止）

第一百三十二条 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれ大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれ大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第八十九条において同じ。）を採捕してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合

二 第三十六条第一項、第五十七条第一項、第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第一百十九条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合

三 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて漁業を営む場合

四 前三号に掲げる場合のほか、当該特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合

○漁業法施行規則（抜粋）

（特定水産動植物）

第四十一条 法第一百三十二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

一 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）

二 あわび

三 なまこ

（特定水産動植物の採捕の禁止に関する適用除外）

第四十二条 法第一百三十二条第二項第四号の農林水産省令で定める場合は、試験研究又は教育実習のため特定水産動植物を採捕することについて農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者が、当該特定水産動植物を採捕する場合とする。

○神奈川県漁業調整規則（抜粋）

（知事による漁業の許可）

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第4号、

第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

(9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長 24 センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

2 前項の許可（以下この章（第17条を除く。）において「許可」という。）は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

（内水面漁場管理委員会）

第57条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。